

一級河川阿武隈川水系松川（２）における 公募型堆積土砂採取事業募集要項

1 趣旨

この要項は、宮城県が河川掘削を行う際に発生する土砂（以下「掘削土砂」という。）を採取するため、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条の許可及び砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条の認可を受けようとする事業者（以下「土砂採取申込者」という。）を公募する一級河川阿武隈川水系松川（２）における公募型堆積土砂採取事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 応募資格要件

土砂採取申込者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- （１）宮城県知事から砂利採取法第３条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は既に申請中で公募期間内に登録を受ける見込みがあること。
- （２）宮城県内に主たる事務所を有すること。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （４）会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
- （５）土砂採取申込書の提出期限前２年以内に、河川法及び砂利採取法に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。
- （６）砂利等採取許可準則（昭和４１年６月１日建設省河発第８３号）第７に該当しないこと。
- （７）次に掲げる法人等でないこと。
 - イ 役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者が含まれている法人等
 - ロ 役員又は経営に参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者が含まれている法人等

3 公募対象箇所及び採取期間等

- （１）河川の名称 一級河川 阿武隈川水系 松川
- （２）採取場所 右岸 刈田郡蔵王町大字曲竹字明神河原 地内
（別添位置図及び平面図のとおり）
- （３）土砂の土質、種別及び数量等 土砂（玉石混り土含む） 8, 100 m³
（別添試験結果のとおり）
- （４）採取期間 許可の日から 令和８年２月２７日まで
- （５）土砂採取に当たっての条件
 - イ 砂利の採取計画等に関する規則（昭和４３年通産・建設省令第１号）第９条に規定する業務状況報告書を、毎月、採取を行った月の翌月１０日までに、大河原土木事務所長に提出すること。
 - ロ 採取した砂利等の洗浄する場合は、汚濁水処理のため沈殿施設を設置して、適宜に沈殿処

理剤を投入し、又は適当な日数の間滞留させた後に適切な水質の水を排出すること。

ハ 洗浄した砂利等は水切りをした後に運搬すること。

(6) その他応募に当たっての注意事項

イ 土砂採取に当たっては、採取場所の隣接地が他の公募対象箇所となるため、必要に応じて連絡・調整を行い、円滑な施工に努めること。

4 公募期間及び採取申込手続

(1) 公募期間は、次のとおりとする。

令和7年 6月25日(水) 午前8時30分から

令和7年 7月 8日(火) 午後5時まで(郵送の場合は締切日必着のこと。)

(2) 土砂採取申込者は、「土砂採取申込書」(様式第2号)及び「採取計画書」(様式第3号)

(以下「申込書等」という。)を(1)の公募期間内に大河原土木事務所長に提出すること。

申込書等の提出先及び提出方法は、次のとおりとする。

イ 申込書等の提出先

〒989-1243

柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎3階

大河原土木事務所 河川砂防第一班

電話：0224-53-1434

FAX：0224-53-3125

E-mail：okdbkk1@pref.miyagi.lg.jp

ロ 申込書等の提出方法

書面により、イに定める提出先に持参又は郵送して提出すること。

なお、持参する場合は、(1)に定める期間のうち、受付時間(開庁日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く))内に提出すること。

5 砂利採取計画認可手数料

大河原土木事務所は、この要項による土砂等の採取に当たっては、手数料条例(平成12年宮城県条例第19号)に基づく手数料を徴収する。

6 河川産出物採取料

大河原土木事務所は、この要項による土砂等の採取に当たっては、流水占用料等条例(平成12年宮城県条例第78号)第6条第2項第4項の規定により、河川産出物採取料を免除できるものとする。

7 ホームページへの掲載

令和7年6月25日(水)から一級河川阿武隈川水系松川(2)における公募型堆積土砂採取事業募集要項を下記に掲載する。

宮城県大河原土木事務所ホームページ「河川砂防事業情報」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/kasensabou.html>

8 本要項に対する質問等

- (1) 質問の期限は、公募を開始した日の翌日から公募期間終了日の5日前までとする。
- (2) 質問方法は、電子メール、電話又はFAXによるものとし、4(2)イに示す問い合わせ先に行うこと。
- (3) 質問に対しての回答は、ホームページ上に掲載する。

9 申込書等に関するヒアリング

大河原土木事務所長は、提出された申込書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申込書等の内容に関するヒアリングを実施する。

10 土砂の試掘

土砂採取申込者は、大河原土木事務所長の承諾を得て、公募対象箇所の試掘を行うことができる。

11 土砂採取申込者の決定

大河原土木事務所長は、土砂採取申込者から提出された申込書等の内容に関して、所内に設置する選定委員会で審査を行い、決定する。この場合、選定委員会の会議は非公開とする。

なお、当該年度に複数の公募案件の土砂採取予定者になることはできないものとし、審査した結果、複数の公募案件で同一の土砂採取申込者が土砂採取予定者となる場合には、土砂採取申込者に土砂採取予定者となる公募案件を選択させるものとする。

- (1) 2に定める土砂採取申込者の資格の要件を満たしていること。
- (2) 採取した土砂等のうち、コンクリート用骨材、土木資材及び建築資材その他砂利の処理方法が有用であること。
- (3) 土砂等の掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む）及び不用残土等の処理方法が適切であること。
- (4) 施工に関して出水時の対応を含む安全対策が適切であること。

12 土砂採取予定者の決定及び通知

大河原土木事務所長は、選定した土砂採取予定者に対しては、様式第4号により、それ以外の者には第5号により通知する。

13 土砂採取予定者の公表

大河原土木事務所長は、土砂採取予定者の決定後、土砂採取予定者の決定結果を閲覧に供し、土砂採取予定者をホームページに掲載する。

14 土砂の採取量に係る協議

大河原土木事務所長は、土砂採取量について土砂採取予定者と協議し決定する。

15 採取計画の中止

大河原土木事務所長は、公募による土砂採取を中止せざるを得ない事由が認められた場合又は14の協議において土砂採取予定者と土砂採取量の合意に至らなかった場合は、文書により土砂採取予定者に採取の中止を通知する。

16 土砂等の採取に係る許認可手続

- (1) 土砂採取予定者は、12の通知の日から30日以内に、河川法第25条の規定による土石等の採取の許可及び砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可並びに宮城県砂防指定地管理条例第5条第1項の行為許可の申請手続を行うこと。この場合、許認可の申請に要する諸費用は、土砂採取申込者の負担とする。
- (2) 大河原土木事務所長は、前号の許認可の申請に必要な図面及び書類のうち、現場調査により県が有する図面等の調査結果に関しては、土砂採取予定者に提供する。ただし、民有地の起工承諾書及び利害関係者から得た同意書等は除き、申請時には省略可能とする。
- (3) やむを得ない事由により、3(4)に掲げる採取期間内に採取が完了しなかった場合は、(1)の許認可に関して期間の変更申請手続を行うこと。

17 土砂等の採取に係る許認可に当たって付される主要な条件

- (1) この募集要項による掘削土砂の採取については、採取計画書を遵守すること。また、採取後は、速やかに大河原土木事務所長から完了検査を受けること。
- (2) 土砂等の採取及び運搬により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、土砂採取予定者の責任において解決すること。

18 その他

宮城県砂利採取計画認可事務取扱基準第20の別に定める基準は以下のとおりとする。

- (1) 採取認可数量 8, 100 m³以内
- (2) 採取認可期間 許可の日から 令和8年2月27日までの期間内

19 留意事項

この要項の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 公募対象箇所の土砂の採取は、土砂採取予定者のみが許認可を受け、実施することができる。
- (3) 土砂採取予定者は、採取した土砂等を全量河川区域外に搬出し、適切に処理しなければならない。